



広島県報

号 外
第 153 号

発行所 広島県総務部
総務管理同文書法制室
購読料 月額 2,700円

目 次

- 公安委員会告示
指定講習機関の代表者の変更の公示
運転免許取得者教育の認定を受けた者の代表者の変更の公示
- 公安委員会公告
警備員検定合格者職務等の承認
警備員指導教員責任者特別指導員職務等の承認

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第90号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定講習機関である熊野自動車学校有限会社から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年11月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 変更の内容
新代表者 伊 藤 忠 治

- 旧代表者 馬 場 祝 男
変更年月日
平成18年10月2日

広島県公安委員会告示第91号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者である熊野自動車学校有限会社から次のとおり代表者の変更について届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年11月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 変更の内容
新代表者 伊 藤 忠 治
旧代表者 馬 場 祝 男
変更年月日
平成18年10月2日

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第113号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による改正前の警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の2に規定する検定に合格した者に対する審査を次のとおり実施する。

平成18年11月1日

広島県公安委員会

委員長 高 須 司 登

- 審査（学科試験及び実技試験）の実施期日等

回	種別及び級	実施期日	実施場所	定員
第1回	空港保安警備業務1級及び2級 施設警備業務1級及び2級	平成18年12月2日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許センター 2階	100人

第2回	交通誘導警備業務1級及び2級 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級 貴重品運搬警備業務1級及び2級	平成18年12月16日(土) 午前8時30分から 午後1時まで	広島市佐伯区石内南三丁目 1番1号 広島県運転免許センター 2階	100人
-----	--	---------------------------------------	-------------------------------------	------

2 審査対象者

- (1) 上記1に掲げる警備業務の種類及び級に係る広島県公安委員会発行の警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者
- (2) 上記1に掲げる警備業務の種類及び級に係る広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地在る者又は広島県内の営業所に属する警備員

3 審査の区分

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 警備業務の実施に関すること。
 - エ 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること(徒手による護身術)。

4 審査申請手続等

- (1) 合格者審査希望届出書の提出期間
 - ア 第1回審査に係る届出
平成18年11月16日(木) から平成18年11月21日(火) まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
 - イ 第2回審査に係る届出
平成18年11月27日(月) から平成18年11月30日(木) までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届出方法
 - ア 審査希望者本人が、上記1の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの合格者審査希望届出書により届出を行うこと。
 - イ 審査希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により審査予定者を決定する。
 - ウ 抽選の結果及び審査申請書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。

(3) 審査申請書の提出先

審査予定者に決定した者は、下記5の審査対象者の区分ごとに定める提出書類等及び添付書類を次に掲げる区分に応じて定める提出先に提出すること。
なお、郵送や代理人等による申込みは認めないものとする。

- ア 広島県内に住所地在る者、又は広島県内の営業所に属する者
当該住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 広島県公安委員会発行の旧合格証を有する者で、広島県内に住所地在なく、かつ、広島県内の営業所に属しないもの
広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(4) 審査申請書の配付場所等

広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において直接受け取ること。

5 提出書類等

審査対象者の区分	提出書類等(共通)	添付書類
広島県公安委員会が発行した旧合格証を有する者	審査申請書1通 写真1葉 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したものを) 旧合格証の写し	住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面
広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、広島県内に住所地在るか、かつ、営業所があるもの	広島県公安委員会以外が発行した旧合格証を有する者で、住所地在るか、かつ、営業所があるもの	住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面 住所地在ることを証明する書面

6 審査手数料

4,700円
この手数料は、審査申請書の提出時に4,700円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。

この広島県収入証紙は、審査申請書にちよう付せず消印もしないこと。
なお、納付された審査手数料は返還しない。

7 服装及び持参物

- (1) 服装
 - 私服(作業衣、運動が出来る服装等)
- (2) 持参物
 - 旧合格証、筆記具、印鑑

- 8 問い合わせ先
- (1) 広島県警察本部生活安全全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214, 3215
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- 9 その他
試験内容に関する問い合わせは、一切受け付けません。
- 広島県公安委員会公告第114号
- 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則 (平成17年国家公安委員会規則第18号) 附則第2条に規定する警備業法の一部を改正する法律 (平成16年法律第50号) による改正前の警備業法 (昭和47年法律第117号) 第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証 (以下「旧資格者証」という。) を有する者に対する警備員指導教育責任者講習 (警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習に限る。) を次のとおり実施する。
- 平成18年11月1日
- 広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登
- 1 実施期日及び場所
- (1) 実施期日
平成18年12月11日 (月) から平成18年12月14日 (木) までの午前8時30分から午後5時30分まで
- (2) 実施場所
広島市中区大手町四丁目2番27号 中央レジデンス3階
社団法人広島県警備業協会 研修室
- (3) その他
講習最終日には修了検査を行い、合格者には、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。
- 2 受講定員
50人
- 3 受講対象者等
旧資格者証を有する者
- 4 受講申込手続等
(1) 受講希望届出書の提出期間
平成18年11月27日 (月) から平成18年11月29日 (水) までの午前8時30分から午後5

- 時まで
- (2) 届出方法
- ア 受講希望者本人が、上記①の提出期間内に広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において、同署備え付けの受講希望届出書により届出を行うこと。
- イ 受講希望者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講予定者を決定する。
- ウ 抽選の結果及び受講申込書の提出期限については、通知等の方法により連絡する。
- (3) 受講申込書の提出先
広島市中区光南二丁目26番3号 別館光南庁舎2階
広島県警察本部生活安全全部生活環境課
- (4) 受講申込書の配付場所等
上記③の場所又は広島県内の各警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課において直接受け取ること。
- 5 提出書類等
受講予定者に決定した者は、警備員指導教育責任者講習申込書 (申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの顔写真をちよう付したもの) 1通に、旧資格者証の写しを添付して上記④の③の場所に提出すること。
- 6 受講手数料及び納付方法
- (1) 受講手数料
23,000円
- (2) 納付方法
受講手数料は、受講申込書の提出時に23,000円に相当する額の広島県収入証紙により納付すること。
この広島県収入証紙は、受講申込書にちよう付せず消印もしないこと。
なお、納付された受講手数料は返還しない。
- 7 持参物
筆記具、印鑑、警備業関係法令集 (法令集は、講習会場において購入可能)
- 8 講習の委託
この講習は、社団法人広島県警備業協会に委託して実施する。
- 9 講習に関する問い合わせ先
(1) 広島県警察本部生活安全全部生活環境課
電話 (082) 228 - 0110 内線3214, 3215
- (2) 広島県内の各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課